

MY企業年金通信

No. 2013-08

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【制度関連】「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令・省令・通知等の改正について	厚生基金	DB	DC

ポイント

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令・省令・通知等の改正について

平成 26 年 3 月 24 日付で、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 25 年 6 月 26 日公布）に係る政令・省令・告示の改正が公布されるとともに通知が改正されました。

今般の改正は、平成 25 年 11 月 6 日～平成 25 年 12 月 5 日の意見募集を経て行なわれたものですが、概ね、意見募集の際に公開された政令案・省令案・告示案等の概要に沿った内容となっています。

平成 26 年 3 月 24 日付で、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 25 年 6 月 26 日公布、以下「改正法」）に係る政令・省令・告示の改正が公布されるとともに通知が改正されました。

今般の改正は、平成 25 年 11 月 6 日～平成 25 年 12 月 5 日の意見募集を経て行なわれたものですが、概ね、意見募集の際に公表された政令案・省令案・告示案等の概要（平成 25 年 11 月 12 日付 MY 企業年金通信 2013-06 にてご案内済み）に沿った内容となっています。以下に政令・省令・通知等の概要をご案内いたします。

なお、ここにご案内する内容は、本日現在の情報をもとに弊社の解釈をまとめたものですが、契約管理上や数理計算上の制約があるため、弊社ではお引受けできない場合もあり、また、厚生労働省からの説明等により、内容が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

政令・省令・告示・通知の詳細は、次をご参照ください。

<http://kanpou.npb.go.jp/20140324/20140324g00061/20140324g000610000f.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

改正法の施行に係る政令・省令・告示の概要

このたび公表された政令・省令・告示の概要は、以下のとおりです。

<制度の略称>

- ✓ 基金：厚生年金基金
- ✓ DB：確定給付企業年金
- ✓ DC：確定拠出年金

<法令の略称>

- ✓ 基金令：廃止前厚生年金基金令
- ✓ DB規則：確定給付企業年金法施行規則
- ✓ DC規則：確定拠出年金法施行規則
- ✓ 施行期日政令：改正法の施行期日を定める政令
- ✓ 整備政令：改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ✓ 経過措置政令：改正法の施行に伴う経過措置に関する政令
- ✓ 整備等省令：改正法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

<告示の略称>

- ✓ 【告示】最低責任準備金の算出方法：
改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の算出方法
- ✓ 【告示】最低責任準備金の特例額の算出方法：
改正法の施行に伴う経過措置に関する政令第10条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法

<通知の略称>

年発 0324 第3号：自主解散型基金等の解散に関する特例について（新規）
年発第 1682 号：厚生年金基金の解散及び移行認可について（改正）
年発第 363 号：厚生年金基金の設立認可について（改正）
企年発第 23 号：厚生年金基金の設立要件について（改正）
年発第 3321 号：厚生年金基金の財政運営について（改正）
企国発第 30 号：厚生年金基金の業務報告書の様式について（改正）
企年発第 0329003 号：確定給付企業年金の承認及び認可の基準等について（改正）
年発第 0329008 号：確定給付企業年金制度について（改正）

I. 改正法の施行日

項目	I-1 改正法の施行日（施行期日政令）
概要	➤ 改正法の施行日は平成 26 年 4 月 1 日 ➤ 改正法および今般の政令により、特例解散適用期間は平成 31 年 3 月 31 日まで、平成 31 年 4 月 1 日からは厳格化された財政運営が適用される。

II. 全基金に関する事項

項目	II-1 最低責任準備金算定における利率 （経過措置政令第5条、【告示】最低責任準備金の算出方法第15項、附則第3項）
概要	➤ 最低責任準備金を計算する際に付利する利率から期ずれが解消される（現行は厚生年金の運用利回り実績と1年9カ月の期ずれ）。 ➤ 平成31年3月31日までに解散または代行返上（以下「解散等」という。）の認可申請（清算型基金は議決。以下「認可申請等」という。）する場合、現行（期ずれ）の利率を用いることが可

項目	II-2 最低責任準備金算定における代行給付費 （経過措置政令第5条、【告示】最低責任準備金の算出方法第1項第7号～第8号の6、附則第2項）
概要	平成11年10月以降、最低責任準備金を計算する際に控除する代行給付費の額は、改正後は①～④の選択となる。ただし④は平成31年3月31日までに認可申請等する場合のみ。 ① 計算上の代行給付費の額－厚生年金の支給停止額 ② 計算上の代行給付費の額×0.998－厚生年金の在職老齢年金と雇用保険法等に係る併給調整による支給停止額 ③ 【平成17年4月～平成26年4月の任意の月前まで】 計算上の代行給付費の額×0.875 【平成17年4月～平成26年4月の任意の月以降】 計算上の代行給付費の額×受給者の年齢（3区分）に応じた係数 ④ 計算上の代行給付費の額×0.875

項目	II-3 財政検証に用いる責任準備金・最低責任準備金 （年発第3321号第3-4、3-5）
概要	➤ 平成26年度財政検証以降、責任準備金は、責任準備金（プラスアルファ部分）と最低責任準備金の合計（現行は責任準備金（プラスアルファ部分）、最低責任準備金および最低責任準備金調整額の合計） ➤ 平成26年度財政検証以降、最低責任準備金を計算する際に付利する利率から期ずれが解消され、控除する代行給付費の額がII-2の①、③の選択となる。

項目	II-4 モニタリングの強化 （企国発第30号）
概要	業務報告書に、提出日の属する月の6ヵ月前、5ヵ月前、4ヵ月前の各月末時点における最低責任準備金と純資産額を追加記載。ただし、解散等方針議決報告書を提出した基金は記載不要

項目	II-5 キャッシュバランスプランの給付の額の算定に用いる予定利率 （企年発第23号第2-3(5)）
概要	キャッシュバランスプランおよびそれに類する場合は、給付の額の算定に用いる予定利率（年金化する際の利率。給付利率）は、ゼロを下回らない範囲で定めた率とすることができる（現行は掛金計算上の予定利率の下限（10年国債の1年平均と5年平均の低い方）以上）

項目	II-6 キャッシュバランスプランの給付の額の再評価等に用いる率 （企年発第 23 号第 2-3(5)）
概要	▶ 仮想個人勘定残高に累積していく際に適用する指標として、年金資産の運用利回りの実績を追加。（現行は、定率、国債利回り、全国消費者物価指数、東証株価指数等） ▶ 指標は単年度ではゼロを下回ることが許容されるが、再評価後の累計額が、当該再評価を行なわなかった場合の累計額を下回ってはならない（現行の指標は各年度でゼロ以上）

III. 平成 31 年 4 月以降も継続予定の基金に関する事項

項目	III-1 プラスアルファ水準の経過措置による下限 （年発第 363 号、企年発第 23 号第 6-4）
概要	代行部分に対する上乗せ部分の給付水準の経過措置による下限を引き上げ（現行：経過措置により 1 割、本則は 5 割） ・ 下記以外：3 割 ・ 平成 26 年 10 月 1 日時点で給付水準 3 割未満の基金：平成 26 年 10 月 1 日時点の水準 <参考>解散等方針議決報告書を提出した基金：1 割

項目	III-2 財政運営 （年発第 3321 号第 3-8（1）、第 4-1（3）カ、第 4-5（1）～（3））
概要	▶ 平成 26 年度財政検証以降、非継続基準の財政検証のうちの 1 つの判定基準における純資産額と最低責任準備金との比較水準が 150%まで段階的に引き上げられる（H26 年度は 110%、平成 27 年度は 120%、平成 28 年度は 130%、平成 29 年度は 140%。）（現行は 105%） ▶ 上記に抵触した場合、積立比率に応じた方法において 1/5 償却するのは、純資産額が最低積立基準額と最低責任準備金の 150%（H26 年度は 130%、H27 年度は 140%）のいずれか小さい額（ただし、最低積立基準額の 80% > 最低責任準備金の 150%の場合は、最低積立基準額の 80%）を下回る部分となる（現行は純資産額が最低積立基準額の 80%を下回る部分） ▶ 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法を当分の間、適用することができる（現行は平成 28 年度まで） ただし、平成 31 年度末で最低積立基準額または最低責任準備金の 150%のいずれか小さい額を純資産額が上回る必要がある。（現行は 7 年後に最低積立基準額を純資産額が上回れば良い。） また、純資産額の予測に用いる運用利回りの上限は、運用利回りの 5 年平均と予定利率のいずれか低い率、最低積立基準額用の算定利率、厚生年金本体の利回り見通しのいずれか高い率となる（現行は予定利率との比較はない） ▶ 平成 30 年度以降の財政検証において、純資産額が、最低積立基準額または最低責任準備金の 150%のいずれか小さい額を下回った場合、積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法の例により、翌年度末において純資産額が最低積立基準額または最低責任準備金の 150%のいずれか小さい額以上となるために必要な額を、翌年度の掛金の額に特例掛金として追加すること

項目	Ⅲ-3 モニタリングの強化 (年発第 3321 号第 13-(2)、企国発第 30 号)
概要	➤ 平成 31 年 4 月 1 日時点において存続している基金は、四半期ごとに実施している継続的な財政診断に加えて、年 1 回以上、業務委託先に所属していない年金数理人に財政診断を受診 ➤ 平成 31 年 4 月以降、四半期ごとに母体企業の経営状況に関する事項を厚生労働大臣に報告

Ⅳ.【解散・代行返上】将来返上・前納・通常解散に関する事項

項目	Ⅳ-1 最低責任準備金の前納 （経過措置政令第 7 条、第 8 条、【告示】最低責任準備金の算出方法第 1 項第 19 号および第 19 号の 2、年発 0324 第 3 号第 1-4、年発第 1682 号第 4-2）
概要	➤ 将来返上の認可を受けている基金は、解散等の認可前に、最低責任準備金相当額の全部または一部を前納することが可 ➤ 前納した額は、利息対象外となり当該前納した日の翌日が属する月から解散等の日の翌日が属する月の前月までの期間は無利子 ➤ 前納する額は、前納しようとする日における年金資産の額から前納しようとする額を控除した額が、前納しようとする日から解散等をしようとする日までの間における代行給付に充てべき年金資産の額を上回ること ➤ 財産目録等の承認により最低責任準備金が確定した時点で、前納額が最低責任準備金を上回る場合には、その差額について還付請求書により手続きを行えば還付される

項目	Ⅳ-2 解散等に向けた将来返上 （年発 0324 第 3 号第 1-3、年発第 1682 号第 4）
概要	➤ 解散等に向けて、代行に関する記録を固定し記録整理を速やかにするため、あらかじめ、将来返上の認可を受けることが望ましい ➤ 代行割れ基金でも代行割れ解消の積立計画を作成せずに将来返上が可能（現行は代行割れ解消の積立計画を作成する必要あり） ➤ 最低責任準備金の前納のためには将来返上が必要

項目	Ⅳ-3 退職給付義務の履行等 （年発第 1682 号第 1-2-(6)）
概要	➤ 基金が解散または他の企業年金制度等に移行するにあたり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行することが必要であることについて周知等を図ること

項目	Ⅳ-4 記録整理の仮完了 （年発第 1682 号第 1-3）
概要	➤ 解散認可申請を行なうためには、あらかじめ基金において必要な記録整理が仮完了（基金における記録整理が終了し、連合会との記録の検証を経て申請前突合を一度以上実施し、不備記録を基金が修正した後の状態）していること

項目	Ⅳ-5 解散した基金の財産のDBへの仮交付 （年発第 1682 号第 5、年発第 0329008 号第 8-7）
概要	➤ 改正法により、解散基金加入員等に分配すべき残余財産を移行DBに交付することができることとされているが、当該DBにおける当初の給付等を賄うため解散した基金の資産の一部を基金の清算の終了前に仮交付する場合は、解散後もなお存続する基金の、当該DBに対する債権たる仮払金として行なうこと ➤ 基金の清算の終了前にDBが資産の仮交付を受ける場合は、次のことに留意し、これらを踏まえた仮交付に関する事項を解散前の基金の規約に定めたうえで行なうこと ✓ 仮交付を受けることができる額は、解散した基金の残余財産のうち当該DBに交付することとなる額の見込額として合理的に算定される額を上限とすること ✓ 仮交付を受けた額が当該DBに交付すべき残余財産の確定額を上回る場合には、当該上回る額を清算の目的の範囲内において、存続している当該基金に返還すること

V.【解散・代行返上】解散計画または代行返上計画に関する事項

項目	V-1 解散計画または代行返上計画の概要 （整備等省令第 43 条～第 46 条）
概要	➤ 平成 31 年 3 月 31 日までの間において、解散または代行返上しようとする場合は、それぞれ解散計画または代行返上計画（以下「解散計画等」）を厚生労働大臣に提出することが可 ➤ 解散計画等を提出した基金については、厚生年金本体の財政の現況および見通しが作成された場合を除き免除保険料の見直しは行なわない。また、過去勤務債務の償却の上限を撤廃（現行は原則として 20 年以内） ➤ 解散計画等を提出した基金は、当該解散計画等に従って、その事業を行うこと ➤ 解散計画等を提出した基金は、当該解散計画等に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画等の内容を変更し、変更後の解散計画等を厚生労働大臣に提出すること

項目	V-2 解散計画等を実施中の財政検証 （年発第 3321 号第 3-8（2）、第 4-8（2））
概要	➤ 解散計画等を実施中の基金にあつては、財政検証の基準日において解散計画等で定めた解散等予定日における積立目標を達成することが可能かどうかの検証を行なうこと

項目	V-3 解散計画等の基準 （年発第 3321 号第 4-6（1））
概要	解散計画等の作成にあたって、以下①、②の基準いずれも満たすことが必要 ①積立水準 【計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額$\geq$最低責任準備金の基金】 ・責任準備金、最低積立基準額、最低責任準備金のいずれかに対する積立目標を設定すること ・原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて解散等予定日における積立目標とする債務に対する積立水準が低下しないこと 【計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額$<$最低責任準備金の基金】 ・解散計画を作成する場合にあっては、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べ、解散予定日において次のいずれかを満たすこと ✓ 最低責任準備金に対する積立水準が低下しないこと ✓ 最低責任準備金から純資産額を控除した額が拡大しないこと ・代行返上計画を作成する場合にあっては、純資産額$\geq$最低責任準備金の基金の基準に加えて次を満たすこと ・代行返上予定日における純資産が最低責任準備金の額を上回ること ②掛金水準 原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度における基金の加入員の標準報酬月額および標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が低下しないこと

項目	V-4 解散計画等における財政見通しの前提 （年発第 3321 号第 4-6（1））
概要	解散計画等に用いる財政見通しの前提は次のとおり。 ➤ 基金の年金資産の将来予測に用いる運用利回り ・基金の運用利回りの過去 5 事業年度実績の平均と予定利率のいずれか低い率 ・解散計画等作成時における最低積立基準額の算定利率 ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り のうち最も高い率を上回らないもの ➤ 債務の将来予測に用いる予定利率 ・責任準備金（プラスアルファ部分）：財政検証で用いられている予定利率 ・プラスアルファ部分の最低積立基準額： ✓ 財政検証の算定利率 ✓ 財政検証の翌事業年度の算定利率 ✓ 連合会の通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める利率 のうち最も高い率を上回らないもの ・最低責任準備金：厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り ➤ 加入員数：過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込む

項目	V-5 解散計画等の変更 （年発第 3321 号第 4-6（2））
概要	次に該当した場合には解散計画等を変更して、所定の時期までに実施することが必要 ➤ 財政検証結果に基づく変更 財政検証の結果、積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、積立目標の達成が見込まれるように計画を変更し、財政検証から 1 年以内に実施すること ➤ 財政計算結果に基づく変更 財政再計算、変更計算（給付の変更、給与規程の変更、定年延長、加入員数大幅変動に限る）を実施した場合は、標準掛金の算定結果に基づいて計画を変更し、財政計算の基準日から 1 年以内（給付変更は規約変更日）に実施すること ➤ その他の変更 以下に該当するなどにより、積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、積立目標の達成が見込まれるように計画を変更し、速やかに実施すること ・ 解散計画等における前提が著しく異なるに至った場合、またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合 ・ 解散計画等に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合 ・ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合 ・ その他計画の変更を行なうことが適当と認められる場合

VI. 【解散】特例解散に関する事項

項目	VI-1 清算型基金の指定の要件 （経過措置政令第 18 条）
概要	清算型基金の指定の要件は、積立比率：年金資産＜最低責任準備金×0.8 等。

項目	VI-2 納付額特例（減額） （経過措置政令第 9 条、第 10 条、【告示】最低責任準備金の特例額の算出方法第 1 項、年発 0324 第 3 号第 2）
概要	➤ 納付額特例（減額）の要件の「業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件」は次の 1～2 のいずれにも該当するもの 1. 申請日の属する月前 2 年間に於いて適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していたと認められること等 2. 年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること ➤ 上記の要件のうち「年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」とは、次に掲げる事項が 1 以上当てはまる場合またはこれと同等の措置と認められる場合に該当 ✓ 給付水準の引き下げ ✓ 加算型の場合で、選択一時金の停止 ✓ 代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止のプラスアルファ部分への適用 ➤ 納付額は基金設立時から解散までの代行給付費と免除保険料等を考慮し、厚生年金の運用利回り実績でコログシ計算した最低責任準備金と年金資産のいずれか大きい額となる。

項目	VI-3 納付計画(分割納付) (経過措置政令第 12 条、第 13 条、整備等省令第 24 条、年発 0324 第 3 号第 3、第 4)
概要	▶ 納付計画 (分割納付) の特例の承認要件のうち「業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件」は次の 1～2 のいずれにも該当するものであること 1. 申請日の属する月前 2 年間に於いて適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していたと認められること等 2. 年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること ▶ 上記の要件のうち「年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」とは、次に掲げる事項が 1 以上当てはまる場合またはこれと同等の措置と認められる場合に該当 ✓ 給付水準の引き下げ ✓ 加算型の場合で、選択一時金の停止 ✓ 代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止のプラスアルファ部分への適用 ▶ 納付計画 (分割納付) の特例の承認要件のうち「確実に納付するために必要なものとして省令で定める要件」は次の 1～3 のいずれにも該当するもの 1. 収支の状況その他当該事業所の経営の状況から見て、納付の猶予を受けようとする額およびその期間の設定が合理的であること (納付の猶予を受けようとする額が合理的と判断される例: 解散まで掛金が納付されていることの確認) 2. 年ごとの額の設定が合理的であること (合理的な例: 均等割や通減方式) 3. 事業主の負担する額が、事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正であること (負担方法の適正な例: 報酬総額や加入員人数による按分) ▶ 納付猶予期間の延長等の認定要件 (上記の承認かつ、この認定を受ければ、分割納付期間を最長 30 年とできる) は次の 1、2 のいずれにも該当するもの。 1. 次のうち 2 以上に該当していること ✓ 申請日の属する月前 2 年間に於いて適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していたと認められること等 ✓ 年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること ✓ 事業運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他年金資産の額を増加させるために必要な措置を講じていること 2. 年金資産が、解散認可見込み日までに掛金の増加によって最低責任準備金を上回ることが困難であると見込まれること ▶ 上記の要件のうち「年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること」とは、次に掲げる事項に 2 以上当てはまる場合またはこれと同等の措置と認められる場合に該当する。 ✓ 給付水準の引き下げ ✓ 加算型の場合で、選択一時金の停止 ✓ 代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止のプラスアルファ部分への適用

項目	VI-4 上乗せ給付の支給停止 （年発 0324 第 3 号第 1-5（5））
概要	いわゆる「3 階部分」の上乗せ給付は、特例措置（納付額特例、納付計画）の承認等の申請をした（清算型解散の場合は指定を受けた）日の属する月の翌月分から支給停止

項目	VI-5 納付計画(分割納付)の取消し （年発 0324 第 3 号第 3-11）
概要	▶ 納付計画の取消し要件のうち 1. 「納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付しないとき」とは、計画どおり納付できなかった年の次年において、未納となった金額を含めた納付計画の変更の承認申請が速やかに行なわれなかった場合 2. 「当該事業主の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき」とは、当該設立事業所の事業主が事業を廃止した場合など、今後、当該設立事業所の事業主が納付計画どおり納付していくことができないと認められる場合をいう ▶ 納付計画が取り消されると、これまで認められていた分割納付自体が認められなくなり、当該納付計画が取り消された設立事業所の事業主は、原則として残額を一括して納付する（一括して納付することができない場合は、延滞処分による差押えが行なわれる可能性あり）

項目	VI-6 解散の認可申請との関係 （年発 0324 第 3 号第 1-5）
概要	・ 納付額特例（減額）および納付計画（分割納付）の申請を併せて行なう場合は、原則として同時に申請を行なうこと ・ 納付額特例（減額）、納付計画（分割納付）の申請は、解散の認可申請と同時に行なうこと ・ 納付額特例（減額）、納付計画（分割納付）にかかる必要な規約変更は、解散の認可申請までに行なうこと ・ 年金資産が変動したことにより、国に納付する最低責任準備金を上回った（下回った）ことにより、特例措置を受けずに（受けて）解散を行なおうとする場合には、厚生局に報告を行なうこと ・ 納付額特例（減額）、納付計画（分割納付）が承認された場合の以下の事項の公表方法は、厚生労働省HPへの1ヵ月以内の掲載とする - ア 基金の名称 - イ 基金の責任準備金相当額および減額責任準備金相当額（減額） - ウ 基金の責任準備金相当額ならびにその設立事業所の事業主の納付計画に記載された当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間および額（分割納付）

VII.【解散・代行返上】確定給付企業年金(DB)制度への移行に関する事項

項目	VII-1 移行DBの掛金の経過措置 （整備等省令第32条～第33条）
概要	① 次の移行等の場合、移行部分の過去勤務債務について、定率償却を行なう場合には下限償却割合を『10%＋（平成26年4月1日～残余財産の交付までの年数：端数月切捨）×0.5%』とすることが可能（現行は原則として下限償却割合：15%）。 （i）基金が代行返上して基金の権利義務を承継したDBに移行する場合 （ii）基金が解散し残余財産を事業所ごとに、既存または新設するDBに移行する場合 （iii）代行割れしている基金が特例解散（納付額特例（減額）、納付計画（分割納付））し、新たにDBを実施する場合 ② ①の移行等の場合、移行部分の過去勤務債務について、予定償却期間を最長30年以内に延長することが可能（現行は原則として20年） ③ ①の移行等の場合、許容繰越不足金（標準掛金額の予想額の現価をもとに計算する場合）を『30年－（平成26年4月1日～移行等までの年数：端数月切捨）』年間における標準掛金額の予想額をもとに計算することができる。（現行は原則として20年）

項目	VII-2 移行DBの非継続基準の積立不足に伴い拠出すべき掛金の経過措置 （整備等省令第34条）
概要	移行DBが非継続基準に抵触した場合の、積立比率に応じた掛金の水準を段階的に引き上げ ✓ 例えば、最低積立基準額に対する積立比率90%～100%の部分は平成26年4月1日から平成27年3月30日までは1/25→平成36年3月31日以降は1/15

項目	VII-3 移行DBの最低保全給付の経過措置 （整備等省令第35条）
概要	平成31年3月31日までの間に基金の権利義務を承継したDBの最低保全給付の算定については、移行部分の最低保全給付×〔5－{権利義務承継日～事業年度末までの年数（端数月切捨）}〕／5を控除することが可能

項目	VII-4 DBへの脱退一時金相当額の移換 （経過措置政令第3条第3項：DB法施行令第73条第6項の規定を読み替え）
概要	基金からDBへの脱退一時金相当額の移換の申出は、当該中途脱退者が基金の加入員の資格喪失した日から起算して1年を経過する日までに限って行なうことができる（現行は、基金の加入員の資格喪失した日から起算して1年を経過する日またはDB加入者の資格取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日まで）。

VIII.【解散】確定拠出年金(DC)制度への移行に関する事項

項目	VIII-1 DCへ移行時の積立要件 （経過措置政令第3条第2項：基金令第41条の5の規定が第3号を除いて有効、年発第1682号第2）
概要	解散時の最低積立基準額に対する不足額の穴埋めを不要とし、解散時の残余財産をDCに移行可能

項目	VIII-2 DCへの脱退一時金相当額の移換 （経過措置政令第4条）
概要	基金からDCへの脱退一時金相当額の移換の申出は、当該中途脱退者が基金の加入員の資格喪失した日から起算して1年を経過する日までに限って行なうことが可能（現行は、基金の加入員の資格喪失した日から起算して1年を経過する日またはDC加入者の資格取得した日から起算して3カ月を経過する日のいずれか早い日まで）

IX.【DB】キャッシュバランスプランの給付設計弾力化に関する事項

項目	IX-1 給付の額の算定に用いる予定利率 （DB規則第26条、年発第0329008号第3-1-⑧、⑩）
概要	キャッシュバランスプランおよびそれに類する場合は、給付の額の算定に用いる予定利率（年金化する際の利率。給付利率）はゼロを下回らないものとするのが可能（現行は掛金計算上の予定利率の下限（10年国債の1年平均と5年平均の低い方）以上）

項目	IX-2 給付の額の再評価等に用いる率 （DB規則第29条、年企発第0329003号）
概要	▶ 仮想個人勘定残高に累積していく際に適用する指標として、年金資産の運用利回りの実績を追加（現行は、定率、国債利回り、全国消費者物価指数、東証株価指数等） ▶ 指標は単年度ではゼロを下回ることが許容されるが、再評価後の累計額が、当該再評価を行なわなかった場合の累計額を下回することは不可（現行は指標は各年度でゼロ以上）

X.【DB・DC】承認・認可基準等の緩和

項目	X-1 DB承認・認可事務の緩和 （DB規則第7条、第10条、第15条、第18条、年発第0329008号第1-3）
概要	▶ 承認・認可申請ではなく届出で良い軽微な変更、「労働協約等の変更により加入者の資格の喪失が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付減額を除く）」を追加 ▶ 承認・認可申請ではなく届出で良い軽微な変更、支給乗率を変更する場合等で減額でない場合を追加 ▶ 届出の必要のない軽微な変更、市町村の名称変更を追加

項目	X-2 DC規約変更に係る手続き要件の緩和 （DC規則第5条）
概要	➤ 承認・認可申請ではなく届出で良い軽微な変更は、企業型年金を実施する事業主が負担する事務費等を追加 ➤ 同意を得たことについての書類を添付することが必要のない特に軽微な変更は、法令の改正に伴う変更に係る事項（事業主が負担する掛金の額の算定方法に関する事項等を除く）を追加

X I. 【DB】受託保証型確定給付企業年金に関する事項

項目	X I-1 受託保証型確定給付企業年金 （DB規則第4条、第52条、第65条、年発第0329008号第8-6）
概要	➤ 加入者の有無にかかわらず、契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものを受託保証型確定給付企業年金(以下「受託保証型DB」)と定義 ➤ 「契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるもの」とは、契約者価額が数理債務の額を下回らないものまたは規約の規定に基づき計算した場合の契約者価額が数理債務の額を下回らないものを指す ➤ 受託保証型DBを簡易な基準に基づくDBとし、加入者が存在する受託保証型DBについては、基礎率のうち契約者価額の計算に用いる予定利率および予定死亡率のみを用いることにより掛金を計算することができること ➤ 受託保証型DBの最低積立基準額は数理債務の額に基づき合理的に計算した額とすることができること ➤ 「数理債務の額に基づき合理的に計算した額」とは、数理債務の額または数理債務の額に掛金徴収または給付支給の遅延により、または契約者価額の計算と数理債務の計算における利息を付加する時期の差異により生じる過不足（契約者価額の2%を下回るものに限る）を加減した額（当該加減した額が最低積立基準額を下回らない場合に限る）であること